

午後 2 時 3 4 分 開議

議長（重里 勉君） ただいまから平成 7 年第 3 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

本日の開会がおくれましたことをおわび申し上げます。なお、おくれました理由については、本日上程予定の議案に関係したことで、その対応に努められたいとの申し出があり、その意を受けてただいままでその調整に努めてまいりました。その点、議員各位におかれましては、御了承賜りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により議長において 21 番 成田政彦君、25 番 片岡滝雄君の両君の指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 8 号 例月現金出納検査結果報告から日程第 5、泉南監報告第 13 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 4 件を一括議題といたします。

本 4 件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 大石恭史君。

監査委員（大石恭史君） ただいま議長の許可を得ましたので、平成 7 年 5 月、6 月、7 月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 7 年 5 月分は 6 月 28 日に、平成 7 年 6 月分は 8 月 11 日に、平成 7 年 7 月分は 8 月 29 日に、黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。

これにつきましては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の例月出納検査資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金現在高について収支、内容を照合いたしましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていることを認定いたしました。

以上、甚だ簡単ですが、監査報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等はありませんか。———質疑等なしと認めます。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告並びに議案のうち、平成6年度各会計決算認定16件を除く報告及び議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の報告及び議案のうち、平成6年度各会計決算認定16件を除く他の報告及び議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 平成6年度泉南市土地開発公社経営状況について及び日程第7、報告第2号 平成6年度財団法人泉南市開発協会経営状況についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました報告2件につきましては、いずれも報告書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、ただいま一括上程されました報告第1号、平成6年度泉南市土地開発公社経営状況について及び報告第2号、平成6年度財団法人泉南市開発協会経営状況についての2件について、その概要を御説明申し上げます。

この2件につきましては、いずれも去る7月31日に公社、協会の理事、監事、評議員、顧問の合同会議におきまして御意見を賜り、引き続き行われました理事会におきまして認定されたものでございまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、これを報告するものでございます。

公社分につきましては、議案書の1ページから10ページまで、協会分につきましては、11ページから18ページにお示ししているところでございます。

まず、事業概要でございますが、7ページに記載してございますように、公社の収支決算書のうち、収入の部、事業収入のところでございますが、6億8,444万8,260円が市に保有地を売却した収入でございまして、その面積は2,792.44平方メートルに当たります。

次に、8ページ、支出の部、事業費の土地取得費でございますが、17

億8,125万5,875円、面積で1万1,697.86平方メートルを公共事業用地として先行取得したものでございます。

その結果といたしまして、平成6年度末公社の土地保有残高につきましては、9ページから10ページにかけて記載をしておりますように、4万3,117.62平方メートル、金額にいたしまして100億2,694万7,193円となっております。

次に、協会の概要でございますが、17ページに収支決算書をお示しいたしておりますが、市への用地売却はございません。

続きまして、5ページをお開き願います。公社の損益計算書の一番下の欄でございますが、当期損失392万5,030円となっております。

また、6ページの貸借対照表でございますが、右側の欄、下の方に記載しておりますが、準備金合計、いわゆる利益金でございますが、合計2,687万6,209円、これにつきましては、翌年度へ繰り越しされるものでございます。

次に、協会分でございますが、15ページの損益計算書の一番下、当期利益の欄でございますが、170万5,123円となっております。

次に、16ページの貸借対照表のうち、準備金合計額が5,131万4,939円となっており、これも次年度へ繰り越されるものでございます。

以上が公社並びに協会の決算状況でございます。簡単でございますが、説明とさせていただきますので、よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

8番（小山広明君） 今御報告があったんですが、聞いとれば、利益が出て次年度に繰り越すみたいな報告があるんですが、随分長期持っておる土地がありますね、これ。こういうものについて、これまでもかなり議論をして、前理事長である吉川さんも、府とも相談して早く解決をしたいというように答弁をされておるわけなんですけど、これまでのそういう長期事業化がおくれている物件について、どういう協議をして、いつまでにこれが事業化できるのか、その辺のことを御報告をいただきたい。

それから、かつて日本は土地が年々下がるというような経験をしたことのない時代に入るとるわけなんですけども、そういう中で、どれぐらい、

今の公社のあり方の中で実質的な損益が起こっておるのかということも、概算やっぱりアウトラインぐらいは示しておいていただきたい。今後、生産をするようなものでない土地がどんどん上がるということ、そのことが異常ですから、外国に比べても、土地が投機の対象になったり、自分たちが住宅を建てるのに支障があるようなことは、普通ないんですね。日本だけがそういう異常な状態だと私は思うので、その辺で、公社のあり方をどういうふうに基本的に考えておられるのか。

その辺の3つの点ぐらいについてちょっと御説明をしていただきたい。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま小山議員の方から、まず第1点目、公社あるいは協会の長期保有地の問題につきまして御質問がございました。

確かに、私も9月から公社、協会の理事長ということになっておりますが、非常に多数の長期にわたる保有地があるということで、これについては非常に重要な課題、懸案事項であるというふうに認識しておりますし、あるいは前助役からも引き継いでおります。

もともと、それぞれ一定行政目的を持って取得された土地でございますので、本来の目的に使用されるということが、一番本筋だというふうには思っております。ただ、事業計画がその後の状況変化の中で停滞しているもの、あるいは計画そのものが非常に変更を余儀なくされているものもございまして、結果的に買い戻しに至らずに、長期にわたり保有している土地があるということは、事実でございます。こういう土地は金利支払いも非常にかさみますし、いずれ泉南市の借金という形になってこようかと、負担になってこようかというふうに思っております。議会の皆様方からも、これは再三再四御指摘を受けている中身でございます。

このために、泉南市の公社等保有地利用等検討委員会というのを設けまして、そこで関係部局での事業の進捗状況とか、あるいは今後の方針を把握しまして、本来の事業に供し得るものは早期に事業化というのを要請しております。事業の進捗してないもの、あるいは事業計画そのものがなくなっているものについては、今後どのような対応をすべきかということで、関係部局と調整を今現在いたしておるところでございます。

このような検討の中で、今回長期保有地に掲載しておりますうち公社の分は、議案書の9ページの8番目の老人向け住宅用地、それから協会でい

いますと18ページの鳴滝の児童公園用地、これらにつきましては、老人向け住宅の事業ということで、平成7年から9年には整備していくという方向が出ております。それ以外にも事業化の方向を考えているものはございますが、いろいろ支障になる点等がございまして、まだまだこの一部の解決にしかありませんけれども、先ほども申し上げましたように、最終的には泉南市の方の負担ということになってまいりますので、今後とも検討委員会の中で関係部局と調整しながら、有効な利用が一日でも早くできるように、理事長としても努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の土地が最近非常に下がっている中での公社のあり方ということでございますけれども、先行取得というのは、当然将来土地が上がることを前提にやっているとということではありませんが、上がれば当然先行取得は非常に有利なわけですが、それだけではなくて、事業を進めていくに当たりまして、用地買収、その折々で取得できるものについては、やはり時期というのがございますので、その折に今の会計予算の中でなかなか処理しがたいものをこういう先行取得という形で買収をしておるものと思いますので、当然事業の計画というのはしっかりと持って、こういう長期保有地が出ないように、今後厳しく考えなければならないと思いますが、土地の値段が下がる中においても、やはり先行取得というものは、事業を進めていく上において非常に重要な役割を担っているのではないかと。今後はその辺を事業の計画化というのを十分見定めた上で、よく選択をして用地の買収に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 市道土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（市道登美夫君） ただいまの小山議員さんの御質問にお答えいたします。

損益が出てくるかどうかというところでございますけれども、現時点で取得しておる物件につきまして再評価を行えばということで、取得時点よりも減となっている分はあるかと思っております。しかしながら、我々の持っております、公社で取得しております物件につきましては、事業に使用することがありますので、現在の評価につきましては行っておりません。したがって、どの程度の損が出ているというんですか、損になっている

かという、そういう部分については出しておりません。

以上です。

議長（重里 勉君） 小山君。

8 番（小山広明君） 答弁漏れがあるんでね、吉川さんの方は大阪府ともいろいろ協議をして整理をしたいと。今もあなたの言ったように、次に7年度からやる事業——やってる事業は、それはわかります。しかし、これは事業化できないというそういう線引きをして、じゃ事業化できないものはどうするのか。そういうものをちゃんとすると。それは大阪府とも相談すると言っとるわけですよ。そういうものの経緯をちゃんと御報告いただいて、その結果、あなたの言う老人向けの住宅は7年度中にかかるということになったんでしょ。じゃ、ほかのものについてはどうなのか。

そして、ここでやっぱりいつまでにそれはちゃんと処理をしたいということを確認してもらわないと、あなた、そこで事業の計画をしっかりと持ってということは、今まで何回も出てきた結果がこうなっとるわけですから、私も当選してから全然動いてない土地があるわけですよ。ずっとこれは私は言ってきたわけですからね、それはちゃんと協議の経過と、なかなか事業化できないものについては、今後の見通しをきちっとやっぱり出してもらいたい。

損益を余り計算してないということですが、土地が下がっているところへもってきて、高い金利を払って、お金を払っとるわけですね。これは大体のアウトラインでもやっというてもらわないと、土地が上がっているときは、漠然と、ああ、もうかっとるんだろかなど。最悪売っても利ざやが出るだろうと思ってますけども、ここずっと値下がりが続いている状況の中で、例えば一番大きな土地ぐらいは、金利を含めた今の時価との対比をしたら、はるかにもう高いんじゃないかですか。

それぐらいの象徴的なものについてぐらいは、これだけの損が実際にはいってるんだということをちゃんと市民の前に明らかにすれば、市民もこのことに関心を持ち、あなた方もそのことを受けて早く事業化をするということの条件づくりにもなるんじゃないですか。これはやっぱり市民の理解がなかったら、ある目的を持って土地を買ったけども、違う目的に使う場合には、かなりこれ、しんどいわけでしょう、制度上は。しんどいからほっとくわけにいかんわけですから、それは市民の理解を得ながら、議会

の理解も得て、ちゃんと市民が早くその施設が公共施設として使えるように利用しないといかんわけでしょう。そのために人間がおり、市長も選挙で選ばれ、議員も選ばれてきとるんじゃないですか。

そういう問題点を全部出して、早くこれを解決していくというような意気込みがなかったら、いつまでもいつまでも、あなたの言うような、そういうことはないようにしていきたいと。まず、今あるものをちゃんとしてから、その言葉を言ってくださいよ。これ、何回も言ってきて、あなたも議事録読んだらわかるはずですよ。この問題については、少なくともきょうここで明確に、利用しておらない土地についてはいつまでにやりますというのをあなたの立場から言わないといけないですよ、これは。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの小山議員からの御指摘の点でございますが、確かに早期に取り組まなければならないということは、重々わかっておるところでございます。先ほど1つ動いた例がございましたけれども、それ以外にも、今できるもの、できないもの、あるいは事業化できる場合にはどの程度の期間でできるのか、そういったことも含めて整理を図っておるところでございます。

これは第一原則として、本来取得した目的に向かって使うということが第一義でございますので、それは事業を実施される部局の方で一定程度結論なり方向づけをいただかなければ、なかなか公社自身でこの土地をどうするこうするという形で、勝手に判断してしまうことはできないというふうに思っております。

したがいまして、従前から何度も言われておりまして、なかなか遅々として進まないという点については、私としても申しわけなくて、できるだけ早くやっていきたいというふうには思っておりますが、今、時期と申しますか、ここまでにすべて完璧に、パーフェクトに処理をしてしまうということについては、公社の理事長の立場から、いついつまでにすべて処理し切れるという断言は、現時点では非常にしにくい状況でございます。当然今までの経過も踏まえまして、早期にその辺の整理を行いまして、先ほど言われたように、府の方の状況なりも聞きまして、早期のうちにその方向性を示していきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8 番（小山広明君） 同じ質問をしたくないんですよね。それは、前にその議論は終わっとるんですよ。あなた、これからまた府と相談してという答弁しとるわけでしょう。それだったら、いつもいつもこういう議論をする意味がないじゃないですか。今までその言葉は言ってきたんですよ。そしたら少なくとも府と相談したら、この土地についてはこういう問題があるという問題点をちゃんと出してもらわないと、議論の意味がないじゃないですか。

あなたは、公社に言われてもうちにはそういう当事者能力ないみたいな発言ですけどね、受けたんでしょう、それはそういう形で。そしたら約束守らなかつたら、どこに何を言ったらいいんですか。それはもちろん事業化してもらわなかつたらあなたの土地は買ってくれませんけども、受けたからには約束があるわけでしょう。しかも、あなたは帰れば逆の立場じゃないですか。そしたら、そういうシステムの同じメンバーが同じ組織におるわけだから、そういう問題は起こり得るんだからね、じゃそこで起こらないようにどうするかという厳しい何かが必要でしょう。

そんなもん、たまりませんで、これ。そんな答弁ばかり、その場で答弁したら終わるような答弁して、2回の質問だから終わるような状態になったら。少なくとも1年間たって、大阪府とどういう協議をして、これはどういう問題があるんかぐらいは今言わなかつたら、議論終わりませんで、これ。これは議長かて御判断いただいとると思うからね、これは2回や3回で終わるといふよりも、そういう答えをぴちっともらったら、それでもいいですよ。

だから、この問題については、いつまでにどうするのかということを確認にあなたそこで発言しないと、この質疑は終わりませんで。これは言うときですよ、どれだけ時間かかっても。でないと、今これから、私、初めてこのことを提起したんだったら、それでいいですよ。それはちゃんと時期を示して、この問題についてはいつまでに解決すると。まず目標をつくって、それまで努力してやって、やれなかつたら責任をとるべきですよ。それぐらいの問題ですよ、これは。

あなた、何ぼやと思うとんねん。これ、1億7,200万円で買った土地が今利子だけで6億9,000万かかるとるんですよ、これ、6億9,000万。1億7,000万円で買った土地が6億9,000万でっせ。これ、毎日

毎日、きょうもあしたもふえていっとるんですよ、これ。当然これ、高い金利払っとるんでしょう、これ、金利のことはまだ聞いてないですけども。人の金やと思うからね、市民もこの問題はやっぱりほんとに迷惑に、問題点わかるようにしてないから声とならないけどね、これだけ銀行が倒産するような時代になったら、このことも銀行も大変でっせ、これ。返してくれないわけやから、事業化するまではね。銀行に返してもらった金までも銀行貸してまんねやで、これは。わかってますか。それが銀行が破綻すれば、市が銀行を破綻させたと一緒にですよ、これ、はっきり言うたら。

やっぱりこういう問題は、もっと真剣に、あなた方の関係の中で真剣にやれないシステムだけに、真剣にやらないといけないですわ、逆に。そういうことは市長が答弁できるんかどうかわかりませんが、この問題をそういう形で、うちは協会だから、公社だからできませんと言って済まされたら、一体だれに言うていったらいいのか。僕は済まされないと思うんですよ。あなたの答弁は不適切だと思うんですよ、そういう答弁は。それやったら初めから受けなさんなよ。もうちょっとちゃんと明確な、1回で終わるような答弁してください。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの小山議員の御質問でございますけども、決して私ふまじめに考えているわけではありません。問題は後送りしたいとか、そういうつもりの発言でもございません。ただいまいろいろ今の状況を聞きまして、非常に大変な状況というか、認識を持ちまして、これから取り組んでいきたいというふうに思っておるわけでございまして、ここで答えたからしまいだというふうには決して思っておりません。

ただ、先ほど責任論といいますか、公社の理事長としてはどうのこうの、それは責任逃れではないかというお話やったんですが、第一原則といいますか、事業に使ってもらうというのがやっぱり第一義でございますので、その事業をどういうふうに進めていくのかということが、まず基本のこの問題だと思います。それでどうしても事業化を図れない、あるいは使えない、事業がないといったものについては、当然1つの基準なりをつくって処理をしていくということを考えなければならないというふうに思っています。その辺の作業をこれから事務局の方の状況も聞きましてやっていきたい。それは私の決意でございます。

ただ、その期限を示せと言われると、先ほど申しましたように、すべてこちらで権限を持って、公社で権限を持って処理できるというものではありません。あくまでも各事業部局の決断を促してやっていくというものでございますので、できるだけ早期にという以上のことは、この場では申し上げにくいということでございますので、よろしく御了解を願います。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 早期にという発言も、2年後には解決するという発言と同じですよ、意味としては。あなた方、早期と言えはせんでもいいというようなことがどこかにあるから、簡単に早期とか精いっぱいとか、責任逃れはないという言葉は言われるけどね、私にとっては早期というのは、2年というよりも早いと思っとるんですよ。しかし、あなた方が早期とか努力するということは、全く逆なことに実態があるからこれだけのことを言うわけですよ。私、ここであなたがそれだけ誠意を持って本心から言うたのであれば、引き下がりますよ、そら。じゃ、あなた、これで2年で大阪府へ帰るまでに、少なくとも同じ答弁を2年後の新しい理事者がするんだったら、あなたのことは全く不誠実な答弁になりますよ。そういう覚悟をして今の言葉を言ったのであれば、それはそれでいいですよ。

私はおたくら理事会、我々議員の評議員会が終わってからしとるわけでしょう。少なくともどんな議事がされたのか、議事録ぐらい出してほしいですね。公社としてどんな真剣な議論をされとるのか。これはきょう要求してないから出せと言っても無理でしょうけども、これは市民の前にも、これだけ大きな問題ですから、どれだけ真剣な議論があなた方の理事会の中でされとるのか、早急にそれは出してください。それだけ要求しときますわ。

そして、あなたの言った言葉が、早急ということは、私は期限を切ったより厳しいですよと、それが言葉という意味ですよということも指摘しときますから、そういうことをやっぱり心して解決をしていただきたい。議事録についてはちゃんと出してくださいよ。本当にあなたが言ったような真剣な議論がされたのであれば、それはある意味で納得しますよ。

終わります。

議長（重里 勉君） 小山君、今の議事録、資料要求ですね。出せるわけですか。出せなければ出せないとはっきり言うといってくださいよ。出せるわ

けですか。わかりました。

和気議員。

2 2 番（和気 豊君） 9 ページに公社が現在保有している土地の明細が載っているわけですが、以前のいわゆる同和行政に絡んでの用地でなくて、最近具体的に絵をかいて、市の1つの空港関連の中核事業と、こういうことで進められている事業にかかわって若干質問したいんですが、和泉砂川駅周辺整備用地ですね、これはいわゆる取得した原価が3番目に大きな、そしてこれからもまだ取得用地の現状から見ても、まだまだこれから延びていくであろう、事業の進捗状況によっては最もかさんでくるものだろうというふうに思うんですね。

年数を限って見ても、平成3年から6年まで、短期のうちでは最も額的には大きい。利息についても2億2,300万という大変な利息がこれまでかさんできている、支払われてきていると。こういう点で、この和泉砂川駅周辺事業ですね、これの現状について、いつこれを買い取るめどが立つのか。非常に利息がかさんでいきますし、それからこれだけやってもまだ事業は前へ進まんわけですから、いわゆる駅前への交通アクセス、この用地だろうというふうに思います。あるいは代替用地だろうというふうに思いますが、こういう問題について、どの辺にめどを立てて取得をやっておられるのか。その辺をいわゆる駅前整備事業との兼ね合いで、再開発事業との兼ね合いでお示しをいただきたい。

いたずらに先行き見通しが無いのにどんどん取得をしていくと。そして利息はかさんでいくと。これは同和対策事業に係る用地取得で我々は辟易してるわけですから、議会では、先ほども論議がありますように、1億7,200万程度の買い上げ原価が、利息はもうその4倍近くになっていると。こういうことは先刻、1つは教訓として腹に飲み込んで新しい事業をやっていかないかんわけですから、1つは事業化のめど、買い取りのめどですね、一般会計で。それとの兼ね合いも含めて、これをどういうふうに処理されていられるのかお示しをいただきたい。現況とあわせてお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま和気議員からの和泉砂川駅周辺の土地の問題でございますが、いろいろ整理している中で私どもが聞いておりますのは、

和泉砂川駅周辺につきましては、現在、事業の再構築ということで、6年度に一応中間的なものができたということをございまして、7年度後半、さらに再構築の關係を行いまして、都市計画決定に向けての作業に入るといふうに聞いておりますので、その事業の推移をできるだけ促進していただいて、買い戻しさせていただきたいといふうに考えております。

事業の詳しい中身につきましては、担当部局から答弁させていただきます。

議長（重里 勉君） 澤村都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（澤村晋介君） ただいまの御質問の和泉砂川駅前再開発の現状について御報告させていただきます。

昨年度来、事業化方針の再構築といたしまして、現在、準備組合とともに取り組んでおるところでございます。昨年度末、中間報告といたしまして、現在の商業環境等を踏まえた現状の報告がなされております。それを受けまして、今後事業化に向けた方針づくりを図っていくところでございますが、今現在のところ中間報告で明らかとなりました、特に商業環境を初め大きな課題が幾つか明らかになってきております。そういった中で、現在のところ準備組合とともに課題を絞りまして、掘り下げた形で検討していくところでございますので、現状のところを報告いたします。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） 平成6年から再構築と、言葉はいいわけですが、結局現下のバブルがはじけた状況のもとで、再構築という名前でもっていわゆる事業のあり方について、まさに練り直さなければならない。事業は前へ進んでいない、こういうのが現状だと思うんですよ、平成6年から平成7年にかけて。何か再構築といふうに言われますと、これからどんどん前へ進めていくと、いけるんだと、こういうふう聞こえるわけですが、結局中とんざしていると、俗っぽい言葉で言えばね、こういうことではないんでしょうか。

結局、準備組合とともになんていふうに言うけれども、今、準備組合の、私、会長さんどなたか存じ上げないんですが、そのまさに会長もされた、この事業を組合方式を進めていく上で中枢を担われておられた——まだ現在も継続してるかわかりませんよ。会長さんであった方が、この駅前再開発用地の中に新たな事業を展開されると、こういうふうなことも聞い

ておるんですよ。こんなことは、組合はできても、これを誘導していくのは市であり、既に決まっているディベロッパーである間組だと、こういうところが誘導しないと、まあ言えば、言葉は悪いですけども、組合に参加している地権者の皆さんというのは、まあ言えば、こういう駅前再開発の問題については素人集団——言葉は語弊があるかも知れませんが、それを的確に誘導して、これが準備組合の段階で次のいわゆる正式の組合に持っていくまでに、やっぱりより手なれた集団に鍛え上げていく、そして最終的に市が手を引いても、ディベロッパーが手を引いても、その組合がその駅前再開発のビルの経営等に中心になって参画していく、こういうことをやっていかなあかんわけでしょう。今はまだ、はっきり言うて準備組合の段階、素人集団ですよ。市が明確に展望を示し、ディベロッパーにそれに基づく絵をかかさないと、だれがやっていくんですか。

現実に幹部級のクラスがそういうことで、展望を失ってるとは言いませんよ。ただし、別途な事業計画を展開をされる、立てておられる、こういうふうにも聞いておるんですが、まさに再構築というのはていのいい言葉であって、事業はとんざしている。

私、聞きたいんですが——そのことも聞きたいんですよ。私、そういうふうな判断をしてるんですが、違うのであれば違う、十分事業のめどは立ってるんだ、泉大津みたいなことにはならないんだ、改めて駐車場用地を取得するために別組合、第三セクターをつくらなあかん、こういうようなことはないんだ、資金計画も当初の計画どおり十分にやっていけるんだ、こういうところもあわせてお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

それと、先ほど駅周辺整備用地ですね、19億2,300万と取得原価を計上されておるわけですが、一体これで将来見込みで、立ち退く方もおられますから、そういう代替用地は別にして、アクセス道路、上下合わせて、この関係だけで大体これは全体の取得額の何割ぐらいになるのか。これはめっそうで結構です。そんなんやみくもに買うてるわけではないわけでしょう。当然一定のめどがあって、これぐらいの幅員で、全長これだけのアクセスをつくっていくと。そのうちどれだけ取得できているのか。その辺はもう明確になってるはずだと思うんです。本来であれば、今もう組合ができて都市計画決定も打ってなあかん。工程表から見ればそういう段階で

すよ。だから、その辺のめどを一定明確にもしていただきたい。

議長（重里 勉君） 澤村都市計画課参事。

事業部都市計画課参事（澤村晋介君） まず、ただいま御質問の1点目についてでございますが、おっしゃられておりました今現在役員において別途の事業計画等については、駅前整備対策特別委員会等で御報告させていただいたところでございますが、これにつきましては、昨年度末、相談をいただいております。それを受けまして本市といたしましては、準備組合において再構築に取り組んでいるというところ、並びに準備組合における皆様の意欲、意向、機運というものについての懸念が非常にされました。そういったところから、当人も十分調整を進めてきたところでございます。

そういった中で、この事業化に向けて本市といたしましては、この再構築の中で具体的な事業計画について検討していこうとしているところでございます。目的といたしましては、事業化に向けた検討をしていく中で、例えば先ほどおっしゃっておられました資金計画、あるいは具体的な施設計画等を検討するところと考えております。

しかしながら、現状といたしましては、商業環境等、現在の状況を把握した中で、やはり床構成の中心と考えておりました商業に関して、非常に厳しい状況でございます。そういった中で、施設構成等を検討していく中では、かなり大きな変更といいますか、考え方の見直しをしていくことが必要となっております。そういった中で、現在のところ具体的な事業成立に向けた施設構成というのを模索しているところでございます。そういったところを十分検討した中で、課題等を絞って検討を深めていく中で方向性を出し、事業化に向けた事業計画等を見出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、2点目、先行買収地におきますアクセス道路としての割合についてお尋ねかと存じますが、現在のところ和泉砂川駅周辺整備事業に係る先行取得用地の合計面積としては5,109平方メートルでございます。そのうち、アクセス道路目的で先行取得しておる面積が1,633平方メートルとなります。

以上、簡単でございますが、御報告といたします。

〔和気 豊君「答弁漏れがある」と呼ぶ〕

事業部都市計画課参事（澤村晋介君）（続）恐れ入ります。準備組合における権利者の役員における新たな事業展開についてかと思えます。

その点につきましては、若干冒頭でも触れさせていただきましたが、地元の準備組合の取り組みの中で、本市としても懸念されましたので、準備組合とも慎重に対応した中で、一応準備組合への——理事会でございますが、報告をいたしております。そういった中、これらに関して具体的に事業化を目指した中で、やはり検討項目の1つとしては入ってこようかと思えます。

ただ、本市といたしましては、これらについても、事業化の中で再整理、位置づけをしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） まだ答弁漏れがあるんですが、アクセス道路に限って、アクセス道路予定地については、全体の将来のアクセスの計画面積のうちどれぐらいの取得割合になるのか。1,633平米ですね、これはアクセスを貫通させる将来計画のうちのどれだけの割合になるのか。これも聞いたんですよ。

議長（重里 勉君） 澤村都計課参事。

事業部都市計画課参事（澤村晋介君） 失礼いたしました。

現在、和泉砂川駅周辺再開発事業に関連しますアクセス道路として計画している道路といたしましては、都市計画道路として既に打っております砂川樫井線並びに信達樽井線、及び現在計画検討中ではございますが、仮称で申しますと砂川岡中線、これは和歌山側に向けて計画しておる道路でございます。

事業の面積、規模については、現在のところ数字として押さえておりませんので、その主に3路線の中で1,633平方メートルの先行取得を実施してるところでございます。よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 駅前の再開発計画の総面積は、駅裏は別にしまして、駅下だけで3.6ヘクタール。西と東に分かれますから、西だけで幾らでしたかね、そのうちの1,862平米ですね。半分としてもその約10分の1に当たるところが——いわゆる駅前再開発というのは、駅前の整備とあわ

せて、その中心には商業立地、商業振興ですね、これが中心に座らなければならぬ。これは駅前再開発の1つの大きな柱でもあるわけですが、そこへその10分の1近くの面積に工場ができると。こんなんむちゃくちゃ違いますか。

これについてももう既に8月の21日に事前協議が出てきているということですね。これはもう返還しているんですか、経由して返しているわけですか。もう32条協議に移っているわけですか。その辺もお聞かせをいただきたいんですが、こういうふうにとんども、せつかく大枚の金をかけて調査もし、B計画までやり、そのB計画の3回の見直しまでやって——A計画だけじゃないですよ。構想だけじゃなくて、実際施設立地の計画までつくって、3回の見直しまでやった。それがこういう状況で、いわゆる逆な方向に進んできてる。

一方では大事な面積さえ出ないと。アクセスの面積さえ出ない。これからとんども購入していかなあかん、進めていくんであれば。私、再構築は中とんざだと言いましたけど、そうでないならば、これからまだまだ買うていかないかん。ところが、事業は進まん。どないしますねん、これ。今でも3億近い利息がこれに計上されとるわけですよ、利息だけで。やっぱりこれははっきりしためどを示していかないと、そしてあれでしょう、ディベロッパー、事業費、これは補助も出るわけですけど、これはあれですか、もう野方図に、うまくいかなかってもディベロッパーに対する事業費、補助金が出るから、補助の中で処理できるから大丈夫なんだというふうにたかくくっていいわけですか。これも問題になってきますよ。事務所設けて、向こうから出向の社員を2人雇い入れてるわけですから、その辺も考えれば、本当にこれ、はっきりと今の時点でめどつけなければ、40年代から50年の初めにかけての同和取得用地と同じような二の舞いをまたぞろ繰り返す、こういうことになってくるんじゃないですか。古い問題の見直しどころか、今新しい見直しがまさに求められている、こういう時期じゃないんですか。

それから、私は一般質問でもやりましたけれども、過密の問題についても非常に懸念をしてるわけですが、新家駅前の過密化解消、これに向けての事業も、やっぱりその下にありますけれど、なかなか進んでいかない。地区計画区域内整備用地ね、これも過密にかかわるような事業はとんども

認めていくと。ワンルームマンションどんどん認めていく。ところが、その受け皿である過密化促進を緩和していくための規制緩和、この方針は受けて、強行に改悪はされましたけれど、それに対する受け皿は、整備は、ほとんど手がかからない。平成3年から購入してきてる。今は貸し農園に変わってますがな。一体どないしますんや、これ。

先行取得の妙味、事業化をやる。先ほどは単に土地を安いときに買って、そのうまみを発揮するだけが目的ではないんだ、事業化をやるために買ってるんだと。それやったら事業化を進めなさいよ、そんな開き直るんやったら。いっつも事業は進まないじゃないですか。借金ふえるのをどうやって防ぐんですか。またあとの利息の問題については弁士かわりますけれども。

議長（重里 勉君） 澤村都計課参事。

事業部都市計画課参事（澤村晋介君） まず、和泉砂川駅前再開発事業に関連してでございますが、現在のところ再構築におきまして具体的な早期事業化に向けた検討をしておるところでございます。その中では、やはりこれまでB調査等で計画しておりました内容につきましては、大型商業を中心とした計画でございます。そういった中では、非常に大きな床の確保をした事業そのものが難しくなっております。そういった中で、施設構成等を検討していくことと考えております。

あわせて、現在その3.3ヘクタールで検討している再開発事業につきましても、具体的な本市としての公共施設整備を主眼として早期の事業化を図れるよう、この現在取り組んでおる再構築の中で今後の見通しを打ち出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、ディベロッパーに対する負担につきましては、現在のところこの再構築作業をともにやっておるところでございますが、やはり人の派遣という形では経費がかさむ一方でございますので、人の派遣を現在のところはゼロとしております。実際にはディベロッパーとしては、会議、検討等への無償参画というような形で御協力をいただいておりますところでございます。

それと、新家の駅前につきましても、鋭意事業化に向けて取り組んでおるところではございますが、これにつきましては、JR等関係機関の協議を鋭意進めておるところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） そんな紋切り型のきれいごとの答弁ではあきませんがな。もっと現実は厳しいでしょうと。逆効果をするような事業が準備組合の中核メンバーから出てるじゃないですか。そういうことについて現実的な対応を今すべきじゃないですか、判断をすべきじゃないですか、こういうことを言ってるわけです。

それについては相変わらずきれいごとで、3年前か4年前やったらまだ許せるような、上っ面だけをなぜたような紋切り型のきれいごとの答弁では、現実わかってるだけにね、具体的問題で指摘してるわけですから、そんなきれいごとの答弁だけで、あとは何回もやられへんから、そのうちにやめてくれるわいなと、こういうようなことではあきまへんで。答弁になってない。

議長（重里 勉君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 今、和気議員さんからの御指摘でございますけれども、我々としてもこの建物の申請につきましては、準備組合等へも諮らしていただいて御意見をいただいたという経過がございますけれども、今後ともこの事業の再構築を進めていく中で、いろんな角度から皆さん方の意見を聞いた中で方向づけをしていかなければならないというふうに考えております。

それと、先ほど答弁漏れございましたけれども、32条まで進んでいるんかということでございますけれども、この申請につきましては、事前協議の後には、区画形質の変更がないということで、確認申請だけでいけるといってございまして。ただ、今のところ建築確認については出てきておりませんので、御報告いたします。

議長（重里 勉君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 建物がいわゆる急ごしらえの施設であると。いわゆる仮設住宅とか、これも平米数によっては、海水浴場のプレハブ住宅等の論議で明らかのように、もちろん確認申請は要りますけれど、今回の場合は鉄骨づくりでしょう。事業化がやられるこういう事業、鉄骨づくりの工場までつくると。それも1,458.59平米、これが建築面積で、延べ床面積が1,862と。私、先ほど3.6ヘクタールですか、これの西側地区の10分の1ぐらいになると。これは延べ床面積でそれぐらいですよ。60

0坪に近い、これだけの大きな鉄骨の工場を本格的にお建てになる。これはどういうふうに見てるんですか。仮設住宅じゃないですよ。すぐ撤去できるようなプレハブじゃないですよ。木造でもないですよ。鉄骨、本格的住宅じゃないですか。こういうものを認めておいて、そして再構築や再構築やと言うて、先ほどの澤村参事のきれいごとの答弁、これほんとにそんなことで答弁したというふうにあんた思われてるんですか。1年目やったら言いませんよ。もう2年目じゃないですか、あなた。

もう確認申請まで事前協議書を返してるわけでしょう。32条協議要らなければ、区画形質の変更を伴わない、確認申請だけや。なおさら突っ走ってしまいますがな、これ。突っ走れる条件じゃないですか、行政的には、行政の手続手法では。そうでしょう。確認申請把握してないいうのもおかしな話や、実際。一体どないするんですか、これ。利息かさんできますよ。手挙げるんですか。

今、理事長はどなたですか、準備組合の。理事長の見解も一遍お聞かせいただきたいんですが。

議長（重里 勉君） 上林助役。

助役（上林 郁夫君） ただいま砂川駅前準備組合の理事長は、私でございます。理事会といたしましては、一応市の協力も十分聞きながら、ただいま市の方から、担当の方からおっしゃったとおり、再構築ということで、今現在、理事会の準備組合自体も取り組んでいるところでございます。その再構築の中にも、先ほども和気議員からも御指摘ありました根本的な見直しということも含めての再構築ということで、今現在取り組んでいるところでございます。ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） 根本的な見直しを含めた再構築と、こういう御答弁をいただいたんですが、それじゃ今までアクセス道路ですね、これからいろいろいな形でぼっぼぼ、いわゆる商業振興を含めた駅前の計画に逆行するようなものが出てきて、そしたら今までのアクセスどないなります。駅勢人口をふやすための商業活動を活発化する、駅へ人を集めていく、そのアクセス道路の新設、それに伴う用買じゃないですか。どないなりますの。もう1,633平米も買うてまんねや。

議長（重里 勉君） 上林助役。

助役（上林 郁夫君） 再度の答弁をいたします。

ただいま再構築で見直しも含めてという意味は、工場進出も含めてという意味ではないということでございます。工場進出につきましては、事前協議の中で市といたしましては、準備組合の意向を聞いてほしいということがまず1点大きな条件になっております。それを受けまして理事会といたしましては、十分に協議をいたしまして、一定事業化のときには全面的に協力をいたすということで、役員一同了承したような経過でございます。以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） 本当にどういうんですか、確たる展望もなく、670億からの事業、既に着手をしているわけですね。アクセス道路についてもこれだけの購入をしてる。19億からのいわゆる用地取得だけでもやってる。ディベロッパーも決まっている。

そういうことについて、既に計画決定打ってませんけれど、ほぼ用地についても決定をしているわけで、その中心部に工場が立地する。そんな工場を除いて根本的見直しを図るといような、そんな都合のええような話というのはありますかいな。それはあれでっか、工場は工場として、もっと真剣な現実味のある論議やりましようや。これだけの建物建てて、都合のええときには立ち退いてもらう。投資効果どないなります。投資した金どないなりまんねん、これ。そんなこと事業家として考えられまへんがな、今のこの不況の中で。外国へでも飛んでいかなければ事業がもたないような、まして繊維関係、この方は多分繊維関係の仕事やられると思うんですが、どないしますんやな。市のサイドでどないにもなりまへんがな。買い取りの一札でも入れてるんか、理事長としては。そんなことでないと、そんなもん、そんな一方的な、相手知らずの、相手を考えないような、そんな約束、あのときはああいうふうに言うたけれども、ね、ならざるを得ないじゃないですか。目に見えてますがな。もっと現実味のある真剣な論議を、こんだけ時間かけてるんですから、答弁してくださいよ。

はっきりと一遍この駅前再開発事業のめど、それをもとにして行政の方から公社の方へ買い取り要求を出してるわけですから、本体である市がしっかりしなければ、一体どないするんですか。本当に根本的な見直し、これを早急にやっていく。いつまでもだらだらだらだらめどのない再構築と

ということで、言葉づらだけで逃げる、こういうことはしない、こういうふうな明確な対応をしていただきたいと思いますと思うんですが。

議長（重里 勉君） 澤村都計課参事。

事業部都市計画課参事（澤村晋介君） 現在、和泉砂川駅前再開発の事業化方針の再構築につきましても、昨年度来、12月からでございますが、取り組んでおるところでございます。本市といたしましても、この商業環境等を踏まえかなり抜本的な検討、見直し等を覚悟で進めておるところでございます。本市といたしましても、一応今年度内を目標といたしまして、事業化方針の再構築を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 和気議員、時間もかなり経過しておりますので。

〔和気 豊君「最後に」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 最後に、行政上の公社に対して土地の取得を求められた行政上の最高責任者である市長として、この駅前再開発の抜本的見直しですね、これは工場だけを除いてと、こういうようなことではなくて、工場も含めて、そしてまた将来、土地区画整理事業方式を適用してやろうとしてる駅上もあるわけですし、そのことを見込んで、駅上では既に用地取得もそこへのアクセス道路として一部購入しているわけですから、後々その3.6だけではなくて駅上にも引き続いてくるわけですからね、やっぱりいち早く、泥沼に足を突っ込まないように、抜けるときに抜いておくと。こういうふうなことも含めた抜本的見直しを早急に練るべきときではないだろうか、こういうふうと思うんですが。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在のこういう経済状況の中で、駅前再開発、これは泉南市だけではなく、大阪府下でも計画を進めてる中ではかなり皆足踏み状態が続いてるわけですね。和泉砂川ももちろんその中の1つでございます。これをいかに今後再開発事業としてうまく乗せていくかという大きな課題がございまして、従来型の商業とか、そういうふうなものを中心とするようなものから、今もう一度見直しをさしておりますので、それは今年度ぐらいに再構築という形で取りまとめをしていくということでございまして、その中で御指摘いただきましたような、当然区域もございま

すし、中の物件もございますので、そういうことも含めて検討をしていく必要があるというふうに考えております。

当然、駅上、駅下、あそこは両方で——事業手法は違いますけれども、考えておりますので、そのあたりとの調整も含めて、今年度具体的見直しをかけていきたいと、このように考えております。

いずれにしても、いつまでもほっておくというわけにもまいりませんし、また周辺で買ったところも、区域内と、それから将来道路用地とその他もありますので、これらもどうするかということも含めて考えていきたいと思っております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 時間も延びますので、できるだけ簡潔にしたいと思うんですが、まず今開発公社の主なものが、特に砂川駅前や樽井駅前と、こういう駅前整備にかかわっての事業ですから、ただ、これが本来市の側でやっておって、公社の方に全部用地買収、先行取得ということでやらしてるという関係上、實際上買い上げの中身から見ると、公社の問題の論議となりますけれども、どうしても一方、市としての方針とのかかわりになってきますし、この点でいえば、今も論議ありましたが、私も樽井の方のことが出てなかったので一言だけ言っておきたいんですが、市長は今いわゆる商業施設だけでなく、もう少し幅広くというんですか、方針を考えて対応したいということなんで、そういうことの中に砂川の駅前、樽井の駅前、新家、岡田ですね、4つの駅ありますが、それぞれの駅で持っている——駅前整備に限って言っているわけですが、現状の駅で持ってる問題点があるでしょう。

私、樽井のことだけ絞って言うて申しわけないんですけども、例えば樽井の駅前の場合には、狭い道路で入ってきて、駅前が狭くて、これも砂川駅は一方で少し通り抜けありますが、樽井の場合、全く通り抜きの道路もないという非常に問題点がある。

そういう駅前での整備をしようということで、私、一般質問でも言いましたから余り言いませんけれども、そういう問題点を解決するということは、全体が完成する以前の問題としてどうすればいいかと。少しでも流れをつくって信達樽井線と樽井駅前停車場線というんですか、名前を忘れてしまいましたが、例えばそれをつなぐようなことを目的意識的に必要な用地

買収も進めるとか、そういうことをやって、樽井だって10億近く、砂川は20億近く用地買収にかけながら、結局長い間持ったままで何もできない、こういう、まあ言うたらある意味ではちょっと無策と言うてもいいような格好になるんですね、これでは。高いときに買ってますし、しかも砂川の場合には、全くこんなとこ何で買うたんやなと思うようなとこだけでも10億から——これ半分使ってるんですね、買収に。その費用があれば、中心地の中での買収をやって事業を進めていただくということを、ぜひとも私は考えていただきたいと思うんです。

そういう点での現実的な対応を含めて、もっと生きてくるような整備をまず進めていただきたい。そのことをまず1つ最初にお願いととも、改めてお尋ねをしておきたいと思います。

それから2つ目には、決算書の公社の方ですが、7ページに借入金の問題があります。これは一般会計の方の地方債のことでお尋ねしましたが、これで支払利息が2億9,341万かかっておるわけですね、平成6年度だけでもね。3億近い借入金の利子を支払ってる。これまでのトータルでいえば、12億7,000万というような膨大なこれまで利子を払ってる。

一方で、6年度の中でも預金を公社としてもしてるんですね。3億3,000万円預金をしてる。これ全部市が債務負担行為をしてやってる事業であるにもかかわらず、こういう定期預金を——ごめん。これは全部じゃなかったんですね。定期預金の方は3億2,700万ですか、やっておるんですが、定期でこれだけ3億からやって、一方でこの年度の借り入れの残額で97億ですか、ここに出てる数字でいえば100億近くですね——数字読み間違ってるんかな。100億で間違えてないんやな——のいわゆる借り入れ残額となってるわけですが、これから見ると、1つは預金をしてる方の利子は幾らなのか、それから全体の利子——これはちょっと具体的に出にくいんかわかりませんが、どの程度になるのか。

これについて、率直に言って、市長、地方債とのかかわりと同じになりますが、これ、借るかえとか等のことについてどういうふうにしておるんか。これは割に気楽にできる方ですから、毎年でやっておられると思うんですが、この間の基金では、9月入ってからは預け入れると0.5ですからね、市であっても0.5程度ですから、それから見て一体どうなのか。その辺ちょっと御答弁願いたい。

大きく言って2つです。最初の点は市長にお願いいたします。最初の点、駅前の方は。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 樽井駅前の先行の方は、余り周辺というのは買っておりませんで、昔、昭和48年に借りた、ちょっと離れた代替用地と、あとは一応エリア内という形で買収をさせていただいたのが、ここに載っております。

御指摘いただきましたように、問題点としては、樽井の場合、停車場線から信達樽井線までの間を想定しているわけなんですけれども、自転車預かり店の裏の水路から商店街通りまでの間について、数軒御理解が得られておらないという中で、1つは区域拡大ということで、もう少し和歌山側の今マンションの建っております大阪側の水路まで拡大するという案と、それから縮小案、自転車預かり店の横の水路から大阪側ですね、これで行うという案と現行案と3つあると思います。これはまちづくり協議会でも議論をいただくようにしております。

それから、御指摘いただきました暫定利用につきましては、相当取得しておりますところと、それから借地をしておりますところもございますので、それを使いますとかなりの面積になりますので、一方では暫定利用というのは考えていく必要があると。

ただ、御指摘いただきましたように、駅前から一方通行にしようと思えば、駐輪場等の問題もございますけれども、あと1筆もしくは2筆の買収をしないと円滑な交通動線というのがとれませんので、これについては一般質問でもお答え申し上げましたように、これから権利者——一たんは以前に当たっているわけなんですけれども、再度お話し合いをしていきたいというふうに考えております。以前当たったところでは、再開発されるのであれば権利変換で代替資産をいただきたいというのが地主の趣旨であったんですけれども、若干時間も経過しておりますので、もう一度先行取得という形での働きかけをしてみたいというふうに考えております。それが実現しますれば、南海電鉄との協議も要りますけれども、暫定的しかも有効な交通の動線というものがとれるのではないかというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 市道土地対策課長。

事業部土地対策課長兼土地開発公社局長（市道登美夫君） 林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、公社の方で定期預金にいたしております3億2,700万の分でございますけれども、この分につきましては、泉南市の方の土地開発基金、そこから無利子で貸し付けを受けた分でございます。その使用目的でございますけれども、補助事業とか国なり府なりから補助を受けられる分につきましては充当せずに、市単独事業、そちらの分に充当するよという事で聞いております。

ただ、利息の点でございますけれども、一番新しいので、ことしの3月の末に預金をいたしたところでございますけれども、そのときの預金利率というのが1.95%でございました。その段階での公社といたしまして借入れを起こした分でございますけれども、これは3.3%。確かに先生御指摘のとおり、逆ざやということになっております。それで、本年度につきましては、3億余りあるんですけれども、その分は取り崩していこうと、逆ざやの解消に努めたいというふうに考えております。

それから、借りかえというところでございますけれども、私ども公社の方は、市中銀行の方から変動金利制ということで貸し付けを受けております。これは短期プライムレート・プラス0.2%ということで現在借り受けを行っておりますけれども、短期プライムレート——これは都市銀行でございます。それが変動があった日の翌月の1日から短プラ・プラス・0.2%ということをやっておりますので、借りかえとかそういうあれは必要ないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） ほかにございませんか。——以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

以上で本2件の報告を終わります。

次に、日程第8、議案第1号 泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向

井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

竹中 昭氏は平成7年10月8日付をもって任期満了となりますが、同氏を泉南市固定資産評価審査委員会の委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を賜りたく提案するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書21ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——和気君。

2番（和気 豊君） 経歴書を今見させていただいてるわけですが、この方の評価審査委員の任期、これは何年ですかね。この方は再任されていないんですか。1回だけ選ばれて委員になられただけでしょうか。ちょっとこの表現ではわかりにくいと思うんですよ。4年で区切りがあるということであれば、今回は3回目の提案とか——これ、5年でっか、6年ですか。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） お答えいたします。

固定資産評価審査委員の任期は3年でございます。竹中氏におきましては、平成元年から今回まで継続してやってきていただいております。今で6年を迎えております。今回、再任をお願いしたわけでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） もうちょっとわかりやすく年度を区切って、我々でも1期、2期と、こういうふうには区切りつけて市民の皆さんにも接するわけですから、途中で今回3回目やと、こういうようなことがわかるようにね、ちょっと小さいことですが。

それから、固定資産の評価替えがあったわけですが、その大変な時期にこの審査委員を拜命されて頑張っていた。ちょっとこの方がやられた仕事、いろいろあると思いますが、特に1994年の評価替えに伴って

の異議申請、これについて簡単に概括をしていただきたい。どういう仕事をされたかということです。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） 6年の評価替えにおきましては、課税評価の方法が変更されまして、市民の方にはいろいろ御関心の高いところございまして、審査請求としまして約27件の件数が出てきております。その内容につきましては、土地の価格が下がっているのに価格が評価替えにおいて上がるのがおかしいという内容がほとんどでございました。そういうものの審査に竹中氏が当たっていただき、全部につきまして審査の完了を得ております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 1つは、1994年の固定資産の評価替えが自治省の依命通達、単なる通達に基づいて条例を縛ってしまうと、こういう形のものであったわけですね。地方税法の381条を受けてるわけですから、通達そのものは。しかし、この固定資産税の評価基準というのにかかわっての地方税法というのは、あくまでも条例をつくる上での、条例を制定する上での標準法であって、いわゆる法を逸脱して権利者を拘束するものであってはならない、こういうふうに解釈するわけですが、この方はそういうことに関してどういうふうな解釈をされたんでしょうか。

議長（重里 勉君） 赤井課税課長。

総務部参事兼課税課長（赤井民男君） 審査請求が出されて審査が行われた中で、市側の答弁としましては、固定資産税の評価基準については通達によって評価するようになっておりますので、そういう旨をいろいろ説明をさせていただいて、審査の申し出人の方からの口頭審理においてはいろいろの申し立てがありまして、そういう中でいろいろ審議をしていただいた中で、委員さんの方で市の決定した部分について皆了解を得ていただいております。

以上です。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 94年の評価替えについては、一応異議申請が出、それを受けて固定資産評価審査委員会でいろいろ審査があり、そして結論

を下しているわけですが、その後、その審査の結果を不服としてたくさん
の訴訟問題が提起されているわけですね。非常に難しい問題だということ
で、私はそれに対する対応をお伺いしたわけです。結構です。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案ど
おり同意することに決しました。

次に、日程第9、議案第2号 人権擁護委員を推薦するための意見を求
めるについてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向
井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第2号、人権擁護委員を
推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

故梅田藤一氏の後任の泉南市人権擁護委員として古谷美枝子氏を最適任
者と認め推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまし
て議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書25ページに示しているとお
りでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。
何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 本件に関し、御意見等はありませんか。———小山
君。

8番（小山広明君） 大変大事なお仕事をされる方が今提案をされたんです
が、よく委員がどういう方かなということを我々が判断するのに、こうし
て経歴が書かれるんですが、もう少しこの方が人権に対してどういう考え

方を持ってるのかというようなことを、そういうものが議会に示されないものかどうかですね。その辺は、その人の何かそういうことについての表明とか意見とか、そういうものが議会に示されないのかどうか。その辺をちょっとお伺いをしときたいと思うんですが。また、市長自身がお会いをされて、その方のそういうことがもしこの場でお伝えいただけるのであれば、お伝えをいただければ、判断の参考になるんじゃないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その本人の内容といえますか——につきましては、なかなか御説明をしにくいんですけれども、私もこの方をよく存じておりました、もちろん経歴にありますようにいろいろな役もされておられますし、また非常に熱心にいろいろな諸活動をされておられます。そしてまた、拝見するところでは、この擁護委員の資質といえますか、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じておられますし、こういう人権の擁護ということにつきましても精いっぱい頑張っていたただける方だというふうに思いまして、推薦を申し上げたところでございます。

それからもう1つは、従来から申し上げておりますように、でき得れば市内各地域からできるだけ出ていただきたいということ、そして男性、女性、できればできるだけ女性の方にもということもございまして、たまたま前任者が男里地域の方でございましたので、今回も男里地域の中で選ばせていただいたということでございます。

それから、女性の方でおられますし、ほか女性の方、既に委嘱されておられる方が2人おられて、計3名と。後ほど男性1名上程予定でございますので、男性が3名と、計6名になる予定でございますので、そういう面では人選としてはいい人選ではないかというふうに考えているところでございます。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第10、議案第3号 人権擁護委員を推薦するための意見を

求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第3号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

大阪法務局長名にて人権擁護委員1名の増員が認められることになりました。つきましては、枡 亀氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたく、お願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書29ページに示しているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） 本件に関し、御意見等ありませんか。———御意見等なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第11、議案第4号 動産の買入れについて（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第4号、動産の買入れにつきまして御説明申し上げます。

議案書の31ページ以下でございます。

まず、提案理由ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格2,000万以上の動産の買入れにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の概要でございますが、買入れ動産は、水槽付消防ポンプ自動車（水1A型、水1B型）2台でございます。買入れ先は、大阪市生野区小路東五丁目5番20号、森田ポンプ株式会社大阪支店でございます。買入れ金額は、2台分として4,140万6,000円でございます。仮契約日は平成7年7月28日でございます。入札方法は指名競争入札でございます。

その他必要事項につきましては、参考資料として添付させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——松本雪美君。

20番（松本雪美君） この議案書の中には指名された業者というのが2社になってまして、そしてその中で落札されたのは森田ポンプ株式会社だと、こういうふうになってるんですけども、実際はこの2社、今回の動産を買入れるということで指名されるべき業者というのは、この2社しかなかったのですか。どうですか。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） ただいまの御質問でございますけれども、2社以外に数社ございます。ただし、本署の仕様書どおりにやれるのが、ただいまお示しを申し上げます2社ということでございます。よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 仕様書どおりとおっしゃいましたけれども、ほかにもまだ数社あるということでしたが、その仕様書というのは私たち目にとめていませんので、よくわからないんですけど、なぜこの2社になったのかという理由をもう一度詳しく説明していただけますか。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） お答え申し上げます。

この仕様書と申しますのは、部品の仕様でございまして、この2社につきましては、呼水装置に特別な工夫があるということでもあります。それと、アフターサービスでございすけれども、直営のサービス工場、また消防ポンプ車の修理の専門整備士が日夜、あるいは日曜・祝日においても迅速に派遣されるという面もございす。その他部品の仕様規格の統一により、備えつけの車両の倉庫パーツの互換性を考慮いたしたものでございす。

以上でございす。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 泉南市が指名をするに当たって、2社しか仕様書どおりにたえられる業者がないと、こういうふうにおっしゃるんですけども、今説明を受けただけでは納得がいけないんですね。じゃ、ほかの業者については、全く今おっしゃったようなことができないような業者かどうか、そういうことは確認されておられるのか。

それと、当然もしも落札した場合、指名されてないほかの業者も含めて入札をした場合、違う業者が、森田と日本機械工業ですか、これ以外のところがもしも落札したという場合は、当然泉南市の要求にこたえてアフターサービスもせないけないでしょうし、そしてまたいろんな傷んだ場合の整備なんかについても、十分にそういうことができないならば、納入業者としての値打ちがないわけですから、この2社以外、絶対に泉南市の仕様書にたえられないんやというようなことは、到底ちょっと私としては納得できないし、理解もできないんですわ。一般的にそういうものを売ってる会社ですからね、その売ってる会社がアフターサービスもできないというようなことでは、おかしいでしょう。

だから、その2社しか選べなかったという理由がもうひとつ私たちに理解できるような形で示してもらわないと困るんですよ。

議長（重里 勉君） 中田消防次長。

消防本部次長（中田正純君） お答えいたします。

先ほど消防長が御答弁いたしまして、そのうちのちょっと答弁漏れがございましたので、補足説明させていただきます。

私どもの方では、署独自の仕様書をつくるわけでございす。そのうちに、いわゆる真空ポンプの電動装置——これは簡単に言いますと、水を吸

い上げる、揚水するシステムですけれども、このシステムがワンシステムとツーシステムがございまして、現在の消防車はコンピューター方式で、ボタン方式でございます。そういったことで、ボタン方式のいわゆる電気電磁方式と申しますけれども、その機能が何らかの形で故障しますと緊急のランプがつきまして、自動と手動ということは、これは各業者も装置しているわけでございますけれども、私どもの方はツーシステムといたしまして、コンピューターといわゆる機械式、そういうような併用型のポンプを、水を揚げる時のシステムを使用いたしておりますので、そういったことから、今回私どもの方では5社あると聞いておるんですけれども、その中でツーシステムを採用してる業者が2社しかなかったということございまして、御承知のように消防はいつでも水が出ないという、消防の生命線でございますので、安全というものを重視いたしまして、今回2社に踏み切ったわけでございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（重里 勉君） 松本君。

20番（松本雪美君） 電気電磁方式とおっしゃいましたね。コンピューター方式というのは電気電動方式で、コンピューターを採用してる機械やと、そういうふうに今おっしゃったんですが、当然、例えば新幹線でもそうですわ。危険があればすぐコンピューターが働くような形で、故障するということはほとんどあり得ないと、そういう状況ですけども、今回の電磁電動方式のコンピューターというのは、2社しか絶対にやってないんですか。そこのところを、最近の機械というのはどんどん、どんどん高度化されていってるわけですから、どの会社もそういう研究をされて、新しい機種をつくっていくときには当然導入されるべき条件ですよ。そういう条件が整ってるかどうかというのは、私はこの2社しか整ってないというような答弁は納得できないんですよ。

議長（重里 勉君） 中田消防次長。

消防本部次長（中田正純君） 先ほど答弁いたしましたように、電気電磁方式、いわゆるコンピューター方式は、各社とも採用しております。しかしながら、そのコンピューター方式に故障が起こったときに、従来のいわゆる機械方式、こういう緊急事態のための安全対策上、同じシステムで機能が2回線というんですか、そういう同じ機能の回線が使われているということは、安全面において、1つの本体のコンピューターが故障して——我

々は自動、手動と言うんですけれども、そういうコンピューター関係はどの車両も使われておるんですけれども、機械式といひまして、従来の水を吸い上げる、揚水と申しますけれども、そういう2方式、他社については1方式といった形で作られておりますので、安全面を考慮いたしまして、2方式を採用すると、そういったことでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（重里 勉君） 最後にして下さいよ。松本君。

20番（松本雪美君） 何だかちょっとわかったようでわからないような、そういう説明ですけれども、実際にはこういう消防自動車の高度な機械が設置されたものを購入するわけですから、何というか、タンク車と言うんですか、そうですね、買うわけですから、当然これが使えるものかどうかというのは、毎日毎日点検されてるわけでしょ。もちろん大きな火事があった場合は使うわけですから、使えるかどうか、使った後、故障が起こったかどうかという点検も毎日毎日やられるわけですから、そんなに簡単に故障が起こるものかどうかというのを私も納得でけへんですし、実際には2方式というんですか、併用式ですか、もちろん自動でコンピューター作動する部分が壊れたときには手動に切りかえられると。これは当然のことですから、今おっしゃった2方式というものは、どこの会社のものにも備わっているべきことではないんですか。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 御指摘いただいたことは、大体理解いたします。もう少し具体的に技術的なことを申し上げますけれども、消火栓の場合は、こういった故障というものはございませんが、自然水利——河川あるいはため池、海岸線、これからの給水のときには、理論上10.336メートル真空のときには吸水することになっております。これは原理でありますから。これはあくまで理論的な揚水高さでございますが、実際は摩擦損失がございますので、7メートル半とかいろいろございます。しかしながら、このローラー方式を採用いたしますと、大体機械の習熟で8.5メートルまで揚水可能だという実験結果もございます。

そういったことで、特に今、私も横文字の方は弱いんですが、ファジーとかいろいろ申されております。ああいうようなコンピューター関係のあれで、あいまいと申しますか、そういうようなことで、手動式になります

と、非常に的確に落水時の処置ができると。ただそれだけでございますが、御理解いただけますか。

〔松本雪美君「わかりました。2方式はわかりました」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） ほかに。真砂君。

26番（真砂 満君） よくわからないんですね。というのは、説明を聞いててもちょっとよくわからないんで、そのあたりちょっと、何かわかったようなわからんような、先ほどおっしゃられましたファジーという言葉どおりです。

ただ、契約についてはファジーであってはいけないわけですから、契約だけはきちっとやっというていただきたいわけですが、ただ、水槽付消防ポンプということで、水1A型、水1B型、これは泉南市が今回買い入れるわけですが、他市の自治体では、他市の消防の関係では、同じような機種を当然既に購入されてるんですよね。泉南市だけ新規の本当に新しい機械じゃないというふうに思うんですけれども、他市では実際森田と日本機械以外のところの採用はないのかどうか。その辺ちょっと把握されてるようでしたら、お教え願いたいというふうに思うんです。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 他市の状況等でございますけれども、森田、日本機械以外にメーカーがございますし、納入もされております。他社の製品を購入されておる市がございます。

議長（重里 勉君） 真砂君。

26番（真砂 満君） どう聞いてええんか、聞き方がちょっとわからないんですけれども、現場サイドでは確かに安全性とか使い勝手性とかで、この機種の方がいいなというのは理解できるんですけれども、やはり税金で1つのものを買うわけですから、入札にしたって公正、公平でなかったらいかん。同じような一定レベルの機種があれば、当然同じような形で入札に参加をさして、競争をさして値段も下げていく、これは当然の話だというふうに思うんですけれども、今の消防長のお話でしたら、他市も他のメーカーのところも使っているし、現実に採用されているということであれば、2社にしたのはやはりおかしいんじゃないかなと、単純にそう思うんですけれどもね。その辺もう少し何か我々に理解できるような方法で説明していただけないでしょうか。

議長（重里 勉君） 中田消防次長。

消防本部次長（中田正純君） 一部専門的な用語で御答弁申し上げまして、大変失礼しました。

簡単に具体例を挙げますと、掘河ダムで山火事があったと仮定いたします。そういったときに、先ほどから言っておりますコンピューター関係とローラー機械式方式というんですけれども、通常の場合、消防車が寄りついてとまって満水の場合でしたら、コンピューターであれ機械であれ、同能率なんですけれども、しかし渴水して消防車から何メートルも離れたところで水利を取らなくてはいけない。そういうときに、我々が水をくみ上げる吸管と申しますけれども、バキュームカーみたいなもんですけど、今10メートルを2本つないでるわけなんですけれども、そういったときに、いわゆるコンピューターは計算された能力しか使えない。機械式の場合は機能的に、今消防長が申しましたように、直落といいまして、橋から直接落としたらコンピューターは7.5メートルでありますけれども、もし8メートルのところに水利を取らなくてはならなくなったときに、コンピューター関係で制御されてますと、それ以外能力を発揮できない。機械で取りますと8.5メートルぐらい——まあ1メートル弱ですね、その能力が大きくなると。そういったことで、そういう万が一の場合、対処できるように、その能力に少し格差があると、そういったことをございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 技術的なことはわからないとしても、答弁を聞いてとって、これは現場が答えとるわけですね。発注業務は、普通は契約課がやるわけでしょう。一定の設計があると思うんですね、これ。恐らく森田ポンプが設計はしてないとは思うんですね、基本的には。そうすると、やっぱり一般的な設計書をつくって、この機械を何ぼで何日までに納入してくれますかということで発注するわけでしょう。その結果、そういう設計書は一体だれが書いとるんですか。

それで、やっぱり発注する側というのは、公平にいいものを安いとこでということやるでしょうから、当然互換性がある。1社しかやってないものを指定するということは、そこに指定しとるのと同じですからね、そんなことは普通はしないと思うんですね。どうしても1社しかやってないものしか指定できないのであれば、これは違う方法をやるわけでしょう。

それを競争というような形でやれるということは、ある意味で一般的に共通して使うものでやれるという設計書になつとると思うんですね。

その辺がちょっとはっきりわからないから、何か現場が答えると、そら現場はいろいろ使いやすいものとか、安いというよりも、使いやすいということにこだわると思いますが、違う面ではやっぱり広い意味でいいものを安くとなると、たくさんの方ができるものがなかったら競争入札の意味ないわけでしょう。その辺はシステムはどうなつとるんですか。

先ほどからも発注しとる側の答弁が全然ないわけやけどね、発注しとる側は、こんな指定されたら困るよと、これは競争になりませんよと、どうしてもこういうことになつたら随意契約とかいろんな方法あるわけですから、議会に説明すればわかるわけですからね、競争と言いながら2社しか出てこない。答弁聞いたら何社もあると言われると、そこはどうなつとるのというのが疑問だと思うんでね、その辺の発注システムをちょっと言うてくださいよ。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 小山議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

手続上の関係からいきますと、消防署の方から契約締結の依頼文書が回ってきました、その中で、今まで消防長並びに中田次長の方から御説明させていただいてますように、いろんな制約の中で業者を選定しなければならないという状況がございますので、当然指名に際しましては、消防署の方からいろんな中身につきまして御説明を受けまして、その中でどういんですか、コンピューター式とローラー機械式ですか、そういう形の業者が2社しか存在しないという御意見を受けましたので、その中で指名委員会等にも事務局の方から御説明させていただきまして御了解いただいて、指名の方に入札を行ったという経緯がございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 私は一遍で御説明していただくように質問したつもりなんですけどね。まず、これは設計書があるわけでしょう。設計書はだれが設計したんですか。そういうものに基づいて入札するわけでしょう。仕様書でも、要するにそれを見ればつくれるものですよ。これ、指名競争入

札でしょう。違うんですか。入札しとるんだから、2社を競争で。それで安いところが落とすわけやから、2社であろうと5社であろうと、競争入札じゃないですか。それは指名したわけですね。そうすると、ほかに何社かあるところにもちゃんとそれは提示したわけでしょう。しかし、うちはこれはようしませんと言うたのかどうか。初めからそこには何にも言わないと。現場が2社しかおまへんでと言われたから2社にしたのか。

その辺、やっぱりこれは入札するところがなぜ違うかという意味があるわけですよ。現場で発注したら、そらいろいろ実務的にやるところに情が移ってはいかんから、全く厳正に契約する技術、ノウハウを持ったところがやるわけです。そのためには、今指名願が出とるわけでしょう、どんどんそういうものの。そしたら、そういうところが共通してやれる仕様書に変えてもらうとか、設計かて、建築とか土木でも全部設計屋さんにやらすわけでしょうが。例えばゼネコンに設計さすということはないでしょう。そんなことあったら大変ですわな。

だから、そういうふうに設計と現場、使うところと、入札業務するところと分けてるといのは、意味があるわけですよ。そういうところの見分けがどうなとるのかですわ。あんたのどこかて、限定されたとこしかできないものを仕様書でやられたら、そら入札にならんわけですから。要するに水が出るかどうかでしょう。火事になったら水が出るかということが大事なんでしょうがな。そうでしょう。それがクリアされれば、要らんような、必要以上の装置は要らんわけですから、ある意味で。故障したときも、当然故障したときに対応できるものも最低条件としてクリアせなあかんわけでしょう。

そういう機能的に最低なかったらあかんもんに限定すれば、あとは安くいいものを入れてもらうということに、これは指導せないかん問題があるでしょう、指導しないといかん問題。メーカーは、自分とこ入れたいから、現場へ行っていろいろ話して、よそにないものを売り込みますよ、メーカーはそら商売ですもん。しかし、あなた方はある限定したところにやるといろいろな問題が起こるから、競争入札をやるわけでしょうがな。

そこのシステムをきちっと説明してください。そうなされたのかどうかですよ。今の説明聞いてとったら、何か現場の方の使いやすいものを2社指名されて、何かそれがそのまま競争入札したようにしか見えないから、

それじゃちょっとだめなんじゃないですかと思いますよ。

わかりましたか、私の言いたいこと。まず、設計はだれがやったのかですわ。設計でも仕様でも何でも一緒ですな。それから、そのときにあなたのところへ指名願が出てるところのみんなが参加できるような条件であるのかどうかですわ。機能的にですよ。

議長（重里 勉君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） 我々の方もできるだけたくさんの業者で指名をしてほしいというのが1つあります。ところが、今回の場合、消防の方でより安全性のという形で仕様書がつくられてますわね。その仕様書に基づくといいですか、合致する業者が2社しかなかったと。それは1社で随契をするよりも、やはり2社でも競争してもらう方がええんではないかということで、基本的にはそういう形をとらしていただいたということで、その点は御理解いただきたいと思います。

〔小山広明君「議長、最後にしときますわ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） それはやっぱり納得できないですよ。火事になったら水が出ると。今の言うくみ上げのこともね、そういうものの条件を示せば、2社しかない消防の現場から言われても、あなたのところはそういうものを入札ということの中で判断をして、今指名願が出てる業者に対して全部そのものを流して、それでも私は行きませんよと言ったらそれでいいですけども、初めから現場から言われたから2社の指名をしたというのは、やっぱり不公平ですよ。

それはこういう仕様でやってくださいと。それが果たして合理性があって、説得性があるかどうか問題ですよ、ほかの消防署ではほかのメーカーを使っとるわけですから。そういう点で、現場から言った意見に、かなりその辺に矛盾がないかも検討して、この議会にそういう議案を出すときには、ちゃんと我々も納得できるような説明と、やっとなることについてはちゃんと説明してもらいたい。今の説明、なかなかわからない。

わからんけども、これ以上言うとってもあれですから、今後はちゃんとやってくださいよ。こういう説明ではわからないですよ、基本的に。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 基本的に間違ってると思うのは——5社ありながら

2社というのだったらね。特殊性があるならば、当然随意契約なり特命なりきちっとして、その説明をすればいいんであって、基本的に問い直すと、当市の指名の最少の社は何社でやるんですかと、こう聞かれたときにどう答えるんですか。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

最低5社ということになっておりますけれども、先ほどからいろいろ論議していただいた中で、今のところ森田ポンプ、日本機械工業しかございませんので、2社ということで限定せざるを得なかったということでございますので、その点御理解いただきたいと思えます。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 契約検査課長ね、ちょっと説明が全然わかりにくいんですよ。先ほどどなたが答えはったんか知らんけども、仕様書での話ししましたね。こういう仕様書はここしかなかったからやったと。逆もあるんじゃないですか。こういうもん欲しいから逆にここの仕様書を自分とこでつくったというやり方もありますよ。ここ入れるためという、勘ぐったらそういう考え方もありますよ。

だから、そんな言い方はしないで、この2社の中にしか当方の要望するものがなかったからここに決めたんだと。そこで見積もり合わせしたんだというなら、指名という言葉は外した方がいいんじゃないですか。指名なんて言うから、先ほど5社の話が出てくるんであって、そんな話はこれからやめてくださいよ。

2社は2社でいいんです。1社は1社はいいいんですよ。特命あるいは随契でもいいんですよ。そうして、その中でなぜそうなのかと問われたときに、きちんと説明できるものさえあればいいんじゃないですか。それ、どうなんですか、消防長、その弁は。これに入るためにわざわざつくったということもありますよ。全部出しましょうか、そんな話なら。それ以外の会社は、消防ポンプでタンクを積んで走るのに、それ以外は余り消火に機能しませんということになりますよ。そんなこと言うたらほかの会社怒りますよ。多分違う形態のシステムで、やっぱり消火に役に立つもんにしてははずですよ。そうでしょう。それ、ちょっと後で教えてください。

それともう1つ、いわゆる車両運送法における耐用年限というのがあると思うんです。COとかNOx、いろいろある。耐用年限は一般運送における運送業法と同じようなものなんですか。10年耐用とか、あるいはキロ数は関係ないんですか。何年ということ。

それともう1つ、まだ泉南市にその耐用に近い部分があと何車両ぐらいあるんか。毎年かえていくんかどうかということもありますから。今後のことに響きますから、今回のことは。

議長（重里 勉君） 中田消防次長。

消防本部次長（中田正純君） お答えいたします。

NOx関係の今後の車両でございますけれども、これは平成8年から平成13年までの間ですけれども、消防車が6台、救急車が2台、これがNOxの関係で抵触する車で、その年数でございますけれども、消防車両は2種類ございまして、普通の消防ポンプ自動車、タンク自動車等の消防自動車は15年、はしご車と照明車、救助車等、特殊大型車両につきましては20年、そういったNOx法で制限が定められております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 最後の質問にしますが、そうすると、例えば車両というのは非常に傷んだり、激しいですよ。特に消防車両なんか、絶えず緊急出動しなければならない。それ以外にも泉南市はたくさん車両を抱えてますが、消防の問題だけですが、泉南市内に多くの整備点検工場があると思われま。これを出されているのは、泉南市の中で全部交互に出されてるのか、ある1社に限って出されてるのか、そこしかするところがないという意味で1社なのか——あったらね。それはどうなんですか。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 特定の整備工場は定めておりません。ただし、大型車両につきましては、町工場でできない会社もございまして、そういうところは、はしご車等は修理ができませんので、外させていただきます。指名入札の上で修理を行っております。指名業者の中から入札によって決定をいたしております。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） もう終わろう思うたんやけど、わかりませんねん。

修理点検とか保守とか、あるいは検査ですね、こういうものの整備については、一々指名で値段——指名というのは値段が決まるんですよ。指名願の届け出がある業者について交互に渡してるというんだったら意味わかるんやけども、入札と言うてましたからね。入札でそんな渡すんですか。はしご車とか特殊車は知りませんよ。一般に点検しなきゃならないのがあるでしょう。タイヤをかえてもそうですし、いろいろありますわ、たくさん。そういうものをやる時は市内の業者に行われてるのか、それやったら何社ぐらい——何社といいますか、やっぱり何社ですね。それで行われてるのかと言うてるんですよ。金額決まらんものを入札ということはないと思うんですが、誤解かと思うんですよ、とらえ方が。それ、ちょっとわかりますか。

議長（重里 勉君） 中田消防次長。

消防本部次長（中田正純君） お答えいたします。

定期車検のことだと思うんですけども、また修理も含めまして、これは見積もり入札で定期的に消防ポンプ自動車は検査を受けているところでございます。

修理につきましては、自動車関係とポンプ関係がございますので、そういったことで、簡易なものは消防署でやりますけれども、そういった大型の車両が可能な業者さんをお願いしているといったところでございます。

以上です。

議長（重里 勉君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

島原君。

24番（島原正嗣君） 簡単にお尋ねいたしますけども、文消の協議会でも若干御指摘を申し上げておりました、お互いに申し合わせの回数でやめます。

申し上げましたのは、問題は、消防防災設備費補助事業に対して消防本部からこういう資料が出てるわけですけども、これはあれですか、この仕様書の中には、こういう種のポンプ車なり消防自動車を買う場合は、それぞれ市の係員が立ち会ってきちっとした検査をすると、こうあるわけですけども、この立ち会う人も、これは単なる請負工事とか土木工事とか建築工事とか違うわけですし、実際技術的な要件がこの中にあるわけです。

ね。だから、消防の職員の中にこうした資格要件を満たした者が立ち会うのか、ただ客観的に見て、これはこのポンプがええというふうな、主観、客観は別にしても、そういう判断だけでやられてるのか。このポンプを購入するに当たって、きちっとした国家試験なり、あるいは技術が要るんなら技術上の資格を取った者が立ち会ってるのか、これをきちっとちょっと教えてください。

副議長（市道貞二君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 消防ポンプにつきましては、こういった資格はございませんので。ただ、自動車の整備士につきましてはおります。

副議長（市道貞二君） 島原議員。

24番（島原正嗣君） 一般の自動車の車検、整備するのは、もちろん私もそれぞれの整備関係の資格要件を満たさなきゃいかんということはわかってるんですけども、ここに書いてるのは、消防の本部がつくった資料ですよ。これ、皆さんに渡ってるのかどうか、文消だけの委員長の御配慮でお配りを願ったのかどうか知らんけれども、たまたま僕の机の上に置いてくれていますので聞くだけでもね、厳重な検査をするとあるわけですから、厳重な検査とはだれがするんやと。署長がするのか、あるいは係長がするのか、ちょっとわからんですけども、ポンプ付きの消防車の場合のこういう仕様書の検査をするとあるから私は聞いているんでね、だれがするんやと。

ただ、一般的な状況判断だけで購入するならする、あるいは今言ったような資格要件を満たした——ポンプとか消防車の場合、特殊な車ですから、そういう資格、講習を受けた者が立ち会って厳重に検査するのか。ただ横を見て、これは傷んでるとか傷がついてるとかいう判断だけじゃいかんでしょう、4,000万も5,000万もする車ですから。

それと契約検査課の関係ですわな、これ。契約検査課は、消防から言ってきたから2社を指名しましたとおっしゃってる。お互い連携をとつとかなないと、財産購入の場合は、一般の土地とか工事とかと違うわけですから、こういう特殊なポンプ付きの自動車の場合は、よっぽどお互い検査して、研究して購入しないといかんわけでしょう。そのためにこういうものをつくってるわけですから、これは厳重な検査と言ったって、どこをどないに検査するんやと。むしろメーカー側の方が、こうした専門家がつくられてるわけですから、そういうことには精通してると思うんですね。市として

こういうことをやると言うんなら、一体だれがやるんやと、どういう資格を持った者がやるんやと。これは資格要りまへんと、この車はええのか悪いのかという判断だけで決めてるのか、そこらあたりを聞いているわけですよ。

あんた方が嚴重な立ち会い検査しますというて書いてるから聞いているんです、僕は。書いてなかったら何も聞けへんですよ、こんなもん。だから、だれが立ち会いますんか。泉南市消防本部いうて書いてまっせ、これ。係員が嚴重な立ち会い検査すると、こう書いてるわけですからね。

それを聞いているのと、もう1点は、1つは、指名競争入札というのは、これは2社だけではどうかなと思いますよ、入札の原理原則からいって競争という立場からいえば。せめて3社、4社ぐらいのものは置いておかないと、競争にはなりまへんわ。ある意味では談合になるかもわかれへん。これはおれに譲っといてくれと。今度はおまえとこへ渡すわいというふうな可能性を——ちょっと私は人間がへそ曲がりというふうなあれですから、そう邪推するかもわからんけども、そういう現象もありますよと。競争入札というのはやっぱり四、五社ぐらい入っとかないと、これは常識的にどうかなと思いますよ。この判断を聞かしていただきたい。

それで、この前文消で聞きましたら、その当時はようサービス、サービスとおっしゃったんですけども、言ってすぐ来てくれると。サービスがええというふうなことをおっしゃったんですけども、保証期間ですね。保証期間は1年だということなんですけれども、これはなぜ2年にならないのか、3年にならないのかと。1年という原理原則はどこでどう決めたんやと。その判断について、ちょっと判断基準を教えてください。

以上です。

副議長（市道貞二君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） お答えいたします。

この検査——中間検査とか放水検査、それから完成検査でございますけれども、これは特に資格者はおりません。ただし、消防本部の警防課装備係が主となってこれらの検査を行っております。

それから、指名の業者2社ということで御指摘いただいておりますことは、委員会においても御指摘あったところでございます。そういったことは、我々も材料として反省をいたしまして、今後こういったものを十分検

討していきたいと考えております。

また、保証期間の1年は、契約時に決定することをごいまして、先ほどサービスという面が出てまいりましたけれども、簡易な故障等は当然現在までもメーカーの負担ということで、年限に関係なしに実施をいたしております。これらも1年というのは短過ぎるというふうに考えておりますので、この点は十分検討し、善処していきたいと、かように考えております。よろしく申し上げます。

副議長（市道貞二君） 島原議員。

24番（島原正嗣君） えらいこだわるようですけども、検査と書いてますからね、点検と違いますよね、これ。検査。これは局長もおるし、日本語の辞書を引いてもろたらわかるとも思いますけども、検査という意味は、1つのものをきちっと1つの規格の中に合ってるかどうかということを見届けることが検査の1つですわね、適正か不適正か。この表現自体からすれば、やっぱりちゃんと検査する人は、交通違反でも巡査が立っとして、おまえ、これは赤やのに渡ったやないかというような、そういう捕まえ方をするわけですから、もっと役所としてはどういう検査をするんやと。だれが、どういう資格を持った者が点検、検査するんやということまで含んできないと、例えば消防士の中で特別な技術、整備士を持った方とか、そういうちゃんとした具体的なことを入れておかないと、どっちかいうたら大まかにばあっと書いただけみたいな感じになりますから、これでは点検とか検査のうちに入りませんよね。その位置づけをきちっと細則をつくってかないと、これはおかしいんじゃないですか。

そんなんやったら、もう検査いうのははめなはん。ただ見るだけと。美観を見るだけだという感じなら別ですけども、検査と書いてるから、今言ったように、どなたか説明したように、堀河ダムでコンピューターやったら7メートル何ぼしかいかに、機械やったら8メートルおりに役に立つみたいなことをおっしゃってるからね。それはそれなりの理屈があるから言ってるんでしょうけども、そういうことも含めた検査をしとなあかんわけでしょう、理論的にきちっと。

それと、契約検査課とちゃんと話し合いをして、森田なら森田が一番いいという判断をしたらよろしいがな。したらあかんとだれも言ってないから。そのほかにそんなメーカーはないのかどうかを含めて、総合的に、今

日の時代ですから、5社あるんやったら5社きちっと、泉南市の要望にこたえられるような車かどうかということも、メーカーがどうかということもちゃんと勉強して——してると思うんですけども、検討せなきゃいかんわけですよ。ただ2つだけに絞るからこんないろんな問題が出てくるわけですよ。それとも直轄で泉南市の消防は森田ポンプが一番使いやすいんですよ。今まで使いなれてるから、という言い方がきれいで、技術的にも精通してるからという言い方がよろしいです。下手に1社はめてつくろったような感じでも、ちょっと理論的に合わない。

ただサービスがええから、ええからいうだけではね。文教消防委員会的时候会にはかなりそういうことを言ったから、私は、ガソリンスタンドでもきょうびサービスしてるやないかいと。米くれたり石油——石油はくれへんけども、腐ったような水まで配ってるやないけえと言うて、私ちょっと嫌み言いましたんやけども、そういうことやなしに、やっぱりきちっとした、大事なときに——これは普通のあれと違うわけですからね。災害時のときに出る車ですから、あんたらが点検するんやったら、検査するというんやったら、そういうきちっとした組織づくりをまずやっとかないかん。どこで聞かれても、こういう点検やりました、検査やりました、こういう整備士、技術士がおりますということまで含んでね、これはやっぱり5,000万する財産ですから、そういうことも含めて検討しといてください。もう答弁要りませんわ。3回目やからやめます。

副議長（市道貞二君） 和気議員。

2番（和気 豊君） 入札の基本については、一定業者の利益を保証しつつも、きょうびの資本主義の時代ですから、業者に互いに競い合わせて勉強していただいて、できるだけ適正な価格で購入することによって、市財政の安定を期していくと。これが契約の基本だというふうに、指名競争入札の基本的なあり方だろうというふうに思うんですが、いろいろ調べられて2社にしか絞れなかったと。指名は5社あると。それから真砂議員の質問に対しても、他市ではいろいろなところから購入していると。

大阪では従来から、何か小さな会社でしたけれども、オリンピック選手なんかを出して有名な小川ポンプなんていうのもありましたね、住吉区の万代の方に。それで一躍有名になって今日の実績を競ってる。あそこなんか大阪では古くから有名なポンプづくりのメーカーですね。消防自動車

なんかもつくっております。よく知っております。

そういうところも——泉南市には指名来てるかどうか知りませんよ。知りませんが、そういうところも我々つたない知識ですけども、持っている。こういうことで、先ほど性能がええから選んだんやなんていうようなことを真砂議員の質問に対して答えられたけれども、それで8メートルや、7メートルやというような話を給水能力についてされておりますけれども、値段はどうなんですか、値段は。これが一番大事でしょう。適当な価格で購入して、市財政にええ意味での影響を与える、市民に納得をいただくような公正な資金の用途をする、金の用途に尽くすと、こういうことについてはどうなんですか。

この辺は、やっぱり能力があれば、普通考えれば当然高くなるという、そういうものは、やっぱり5社集めて現説をして競い合わせると。こういう中で値段の点もいろいろ出てくるだろうし、能力の点も出てくるだろうし、それだけの実績あるわけでしょう。最初から森田だというふうに、何か先ほどからの話を聞いてますと、どうも限定をして、それならば、巴里さんの質問にありましたように、最初からいわゆる随契をやったらいいわけですからね。随契でひざ詰め談判で価格を安くさせるとか、そういう話もできるわけですから、競争入札する必要ないわけですから。そうでしょう。随契やったら随契の方がメリットあるような場合もあるわけですからね、もうそこしかない場合であれば。これは巴里さん言われたとおりですよ。これは納得しながら聞いたんですが、いつも意見は違うんですが、この点では……。だから、その点について、価格の点はどうかいうことを聞いてるんです。

議長（重里 勉君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） ほかの小川ポンプの名前も出てまいりましたけれども、厳密にこれを比較したわけではございませんので、高いか安いかわかりませんが、そういった仕様書どおりにやるとなれば、それは他のメーカーよりは高くなるというふうに思います。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） 今のはまさに当たる前の推測でしょう。当たらずして勝手に自分でのみ込んでね。やっぱり指名をして、みんな集めて、そして泉南市の仕様書を示して、こういうことで受けてもらえるのか、価格に

についても——価格についてはまあ……。そういうことでやるわけでしょう。相手ができるかどうかということについて入札してくるわけです。市の仕様書がしっかりしておれば、そのとおりで入札してくるわけですから、5社は。あかなんだらあきらめるわけです。敵前逃亡するわけですから。

そんなもん、2社ぐらいでほんまに競争入札したなんて、そんなことがまかり通ったら、これから何ぼでも事前に営業の強いところはどんどん知識あって、うちの商品よろしいで、よろしいで言うて担当者説得して何ぼでもやれますがな。そんなもん、営業の能力の可否でもう既に決まってしまうがな、入札以前に。そういう理屈になりませ。よそのところも当たって十分に熟知して、その上で2社やったというのやったらわかるんやけど、今の答弁では当たってない言いまんがな。小川ポンプなんて知らん言うてまんが。能力あるかどうかも知らん、値段もわかれへん。そんなことでどないしまんねん。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 指名委員会の委員長の立場で答弁させていただきます。

今回の契約につきましては、消防の方からいろいろ技術的な問題等で2社ということで、それを認めた形で2社の指名ということになったわけでございますけども、価格の問題が先ほど出ておりましたけども、2社の中では、入札の結果、今掲載してる形になったということでございます。

ただ、和気議員おっしゃいますように、確かに指名競争の意義からしますと、2社ぐらいの数というのは、若干の問題があろうかと思っております。今後、そのあたりもう少し範囲を広げられないかどうか、このあたりもいろいろ消防の方とよく検討を重ねまして、より幅広い指名競争入札というものについて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） 議長にお願いをしたいんですが、もう時間もありませんので、今問題があったように思うということをおっしゃられてるんですから、まだ仮契約の段階ですからね、これ、ひとつ善処してくださいよ。

議長（重里 勉君） 暫時休憩いたします。

午後5時15分 休憩

午後5時51分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 大変貴重な時間をおとりいたしまして、まことに申しわけございませんでした。

今回の入札の場合は、原則として指名競争入札をする場合、一般的に5社以上指名するというのが原則となっているわけですが、今回は技術的な問題から、結果として2社で指名競争入札を行ったということでございますが、これについては、御指摘いただきましたような点について、我々も大変反省をするところでございます。

なお、今後は、できるだけ競争性を高めるという観点から、指名競争入札を行う場合には、5社以上の中で運用をしてみたいというふうに思っておりますし、また特殊な車両とか装備を要するものにつきましては、指名競争入札ではなしに、明確な理由のもとに随意契約あるいは相見積もり等で事務の執行をやってみたいというふうに考えております。

今回の場合につきましては、まことに御指摘の点について深くおわびをいたしますとともに、今後かかることのないように努めてみたいというふうに思っておりますので、この件に関しましては御理解を賜りたいというふうに存じます。

議長（重里 勉君） 和気君。

2番（和気 豊君） ただいまの御答弁、総括的な答弁を市長からいただきました。私はそれを了といたしまして、今後かかることがないように、これは言わずもがなのことですが、老婆心ながらいわゆる特命、随契をする場合には、事前に各社の動向等を公平に握って、そして説得力ある材料を議会に提出をして進めていただきたい、こういうふうをお願いをして、私の質問を終わります。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案ど

おり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明28日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ、延会とし、明28日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後5時54分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 重 里 勉

大阪府泉南市議会副議長 市 道 貞 二

大阪府泉南市議会議員 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 片 岡 滝 雄